

いわき市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域福祉を総合的かつ計画的に推進するためのいわき市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を審議するため、いわき市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に必要な事項について審議し、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

学識経験を有する者

関係団体の構成員

その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する提言の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月15日から実施する。

2 この要綱は、第2条の規定による提言の日をもってその効力を失う。